

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>1. 従業者の基準及び従業者数</p>	
<p>◆ 訪問介護の従業者の員数及び管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問介護員等 介護福祉士又は養成研修修了者である者を常勤換算方法で2.5以上配置。 ▶ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等(介護福祉士又は所定の養成研修修了者であるものに限る。)のうちから、利用者40人又はその端数を増すごとに、原則として1人以上を選任。 <p>※介護予防訪問介護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。 	<p>第5条、第6条</p>
<p>◆ 基準該当訪問介護の従業者の員数及び管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問介護員等 介護福祉士又は養成研修修了者である者を3人以上配置。 ▶ サービス提供責任者 訪問介護員等のうちから、原則として1人以上を選任。 <p>※介護予防訪問介護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理者 管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。 	<p>第40条、第41条</p>
<p>◆ 訪問入浴介護の従業者の員数及び管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問入浴介護従業者 看護職員1以上、介護職員2以上を配置。1人以上は常勤。 <p>※介護予防訪問入浴介護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たすことに加えて、介護職員を1人配置すれば、上記を満たすものとみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。 	<p>第45条、第46条</p>
<p>◆ 訪問入浴介護のサービス提供従事者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ サービス提供は、1回の訪問につき、原則として看護職員1人と介護職員2人で実施。 	<p>第50条第4号</p>
<p>◆ 基準該当訪問入浴介護の従業者の員数及び管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問入浴介護従業者 看護職員1以上、介護職員2以上を配置。 <p>※基準該当介護予防訪問入浴介護と一体的に運営されている場合は、基準該当介護予防サービスの基準を満たすことに加えて、介護職員を1人配置すれば、上記を満たすものとみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理者 管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。 	<p>第55条、第56条</p>
<p>◆ 基準該当訪問入浴介護のサービス提供従事者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ サービス提供は、1回の訪問につき、原則として看護職員1人と介護職員2人で実施。 	<p>第50条第4号(第58条による準用)</p>

従
う
べ
き
基
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項								
従 う べ き 基 準	<p>◆訪問看護の従業者の員数及び管理者</p> <p>訪問看護ステーションの場合</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 看護職員</td> <td>常勤換算方法で2.5以上を配置。 1人は常勤</td> </tr> <tr> <td>▶ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</td> <td>実情に応じた適当数を配置。</td> </tr> </table> <p>指定訪問看護を担当する医療機関の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 看護職員</td> <td>適当数を配置。</td> </tr> </table> <p>※介護予防訪問看護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスと一体的に運営されている場合は、これらの地域密着型サービスの基準を満たせば、上記の看護職員配置基準を満たすものとみなされる。</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 管理者</td> <td>常勤の保健師又は看護師(必要な知識・技能を有する者に限る。)を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</td> </tr> </table>	▶ 看護職員	常勤換算方法で2.5以上を配置。 1人は常勤	▶ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	実情に応じた適当数を配置。	▶ 看護職員	適当数を配置。	▶ 管理者	常勤の保健師又は看護師(必要な知識・技能を有する者に限る。)を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。	第60条、第61条
	▶ 看護職員	常勤換算方法で2.5以上を配置。 1人は常勤								
	▶ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	実情に応じた適当数を配置。								
	▶ 看護職員	適当数を配置。								
▶ 管理者	常勤の保健師又は看護師(必要な知識・技能を有する者に限る。)を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。									
<p>◆訪問リハビリテーションの従業者の員数</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置。</td> </tr> </table> <p>※介護予防訪問リハビリテーションと一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p>	▶ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置。	第76条								
▶ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置。										
<p>◆居宅療養管理指導の従業者の員数</p> <p>病院又は診療所の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 医師又は歯科医師</td> <td>1人以上を配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士</td> <td>サービス内容に応じた適当数を配置。</td> </tr> </table> <p>薬局の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 薬剤師</td> <td>1人以上を配置。</td> </tr> </table> <p>訪問看護ステーションの場合</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 看護職員</td> <td>1人以上を配置。</td> </tr> </table> <p>※介護予防居宅療養管理指導と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p>	▶ 医師又は歯科医師	1人以上を配置。	▶ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士	サービス内容に応じた適当数を配置。	▶ 薬剤師	1人以上を配置。	▶ 看護職員	1人以上を配置。	第85条	
▶ 医師又は歯科医師	1人以上を配置。									
▶ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士	サービス内容に応じた適当数を配置。									
▶ 薬剤師	1人以上を配置。									
▶ 看護職員	1人以上を配置。									
<p>◆通所介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 生活相談員</td> <td>サービス提供日ごとに、提供時間帯の時間数に対する専従者の合計勤務時間の割合を1以上確保するために必要な数を配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 看護職員</td> <td>単位ごとに専従する者1人以上を確保するために必要な数を配置。利用定員10人以下の場合は、単位ごとに、提供単位時間数に対する従事者の合計勤務時間の割合を1以上確保するために必要な数の配置で可。単位ごとに常時1人以上が従事。他の単位の職務と兼任可。</td> </tr> <tr> <td>▶ 介護職員</td> <td>単位ごとに、提供単位時間数に対する従事者の合計勤務時間の割合を1以上(利用者が15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者数を5で除して得た数に1を加えた数以上)確保するために必要な数を配置。単位ごとに常時1人以上が従事。他の単位の職務と兼任可。</td> </tr> <tr> <td>▶ 機能訓練指導員</td> <td>訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。</td> </tr> </table> <p>※生活相談員又は介護職員(利用定員10人以下の場合は、生活相談員、看護職員又は介護職員)のうち1人以上は常勤。</p>	▶ 生活相談員	サービス提供日ごとに、提供時間帯の時間数に対する専従者の合計勤務時間の割合を1以上確保するために必要な数を配置。	▶ 看護職員	単位ごとに専従する者1人以上を確保するために必要な数を配置。利用定員10人以下の場合は、単位ごとに、提供単位時間数に対する従事者の合計勤務時間の割合を1以上確保するために必要な数の配置で可。単位ごとに常時1人以上が従事。他の単位の職務と兼任可。	▶ 介護職員	単位ごとに、提供単位時間数に対する従事者の合計勤務時間の割合を1以上(利用者が15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者数を5で除して得た数に1を加えた数以上)確保するために必要な数を配置。単位ごとに常時1人以上が従事。他の単位の職務と兼任可。	▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。	第93条、第94条	
▶ 生活相談員	サービス提供日ごとに、提供時間帯の時間数に対する専従者の合計勤務時間の割合を1以上確保するために必要な数を配置。									
▶ 看護職員	単位ごとに専従する者1人以上を確保するために必要な数を配置。利用定員10人以下の場合は、単位ごとに、提供単位時間数に対する従事者の合計勤務時間の割合を1以上確保するために必要な数の配置で可。単位ごとに常時1人以上が従事。他の単位の職務と兼任可。									
▶ 介護職員	単位ごとに、提供単位時間数に対する従事者の合計勤務時間の割合を1以上(利用者が15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者数を5で除して得た数に1を加えた数以上)確保するために必要な数を配置。単位ごとに常時1人以上が従事。他の単位の職務と兼任可。									
▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。									

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>※介護予防通所介護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <p>➤ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>	
<p>◆療養通所介護の従業者の員数及び管理者</p> <p>➤ 看護職員 利用者1.5以上に対し、提供時間帯を通じて専従する者1以上を確保するために必要な数を配置。そのうち1人以上は常勤の看護師(当該事業所の他の職務等と兼任可)。</p> <p>➤ 介護職員 利用者1.5以上に対し、提供時間帯を通じて専従する者1以上を確保するために必要な数を配置。そのうち1人以上は常勤の看護師(当該事業所の他の職務等と兼任可)。</p> <p>➤ 管理者 常勤の看護師(必要な知識・技能を有する者に限る。)を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>	第105条の4、第105条の5
<p>◆基準該当通所介護の従業者の員数及び管理者</p> <p>➤ 生活相談員 サービス提供日ごとに、提供時間帯の時間数に対する専従者の合計勤務時間の割合を1以上確保するために必要な数を配置。</p> <p>➤ 看護職員 単位ごとに専従する者1以上を確保するために必要な数を配置。</p> <p>➤ 介護職員 単位ごとに、提供単位時間数に対する従事者の合計勤務時間の割合を1以上(利用者が15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者数を5で除して得た数に1を加えた数以上)確保するために必要な数を配置。単位ごとに常時1人以上が従事。他の単位の職務と兼任可。</p> <p>➤ 機能訓練指導員 訓練を行う能力を有する者1以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。</p> <p>※基準該当介護予防通所介護と一体的に運営されている場合は、基準該当介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <p>➤ 管理者 管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>	第106条、第107条
<p>◆通所リハビリテーションの従業者の員数</p> <p>➤ 医師 常勤の医師1以上を配置。</p> <p>➤ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 提供時間を通じて専従する者1以上(利用者が10人を超える場合は、利用者数を10で除して得た数以上)確保するために必要な数を配置。</p> <p>➤ その他 そのうち、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、利用者100又はその端数を増すごとに1以上確保するために必要な数を配置。</p> <p>➤ その他 診療所である場合は、そのうち、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は通所リハビリテーション等の従事経験1年以上の看護師について、常勤換算方法で0.1以上確保するために必要な数を配置。</p> <p>※介護予防通所リハビリテーションと一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p>	第111条

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項														
<p>◆ 短期入所生活介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 医師</td> <td>1人以上を配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 生活相談員</td> <td>常勤換算方法で利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。利用定員20人未満の併設事業所を除き、そのうち1人以上は常勤。</td> </tr> <tr> <td>▶ 介護職員又は看護職員</td> <td>常勤換算方法で利用者3又はその端数を増すごとに1人以上を配置。利用定員20人未満の併設事業所を除き、そのうち1人以上は常勤。</td> </tr> <tr> <td>▶ 栄養士</td> <td>1人以上を配置。ただし、利用定員40人以下の場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携等により利用者の処遇に支障がない限り、配置不要。</td> </tr> <tr> <td>▶ 機能訓練指導員</td> <td>訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。</td> </tr> <tr> <td>▶ 調理員その他の従業者</td> <td>実情に応じ適当数を配置。</td> </tr> </table> <p>※特別養護老人ホームの空床利用の場合は、上記にかかわらず、利用者を当該施設の入所者とみなした場合に特別養護老人ホームとして必要となる数を確保するために必要な数を配置する。</p> <p>※介護予防短期入所生活介護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 管理者</td> <td>常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</td> </tr> </table>	▶ 医師	1人以上を配置。	▶ 生活相談員	常勤換算方法で利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。利用定員20人未満の併設事業所を除き、そのうち1人以上は常勤。	▶ 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で利用者3又はその端数を増すごとに1人以上を配置。利用定員20人未満の併設事業所を除き、そのうち1人以上は常勤。	▶ 栄養士	1人以上を配置。ただし、利用定員40人以下の場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携等により利用者の処遇に支障がない限り、配置不要。	▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。	▶ 調理員その他の従業者	実情に応じ適当数を配置。	▶ 管理者	常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。	<p>第121条、第122条</p>
▶ 医師	1人以上を配置。														
▶ 生活相談員	常勤換算方法で利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。利用定員20人未満の併設事業所を除き、そのうち1人以上は常勤。														
▶ 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で利用者3又はその端数を増すごとに1人以上を配置。利用定員20人未満の併設事業所を除き、そのうち1人以上は常勤。														
▶ 栄養士	1人以上を配置。ただし、利用定員40人以下の場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携等により利用者の処遇に支障がない限り、配置不要。														
▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。														
▶ 調理員その他の従業者	実情に応じ適当数を配置。														
▶ 管理者	常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。														
<p>◆ 短期入所生活介護従事者の配置</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 常時1人以上の介護職員が介護に従事。</td> </tr> </table>	▶ 常時1人以上の介護職員が介護に従事。	<p>第130条第6項</p>													
▶ 常時1人以上の介護職員が介護に従事。															
<p>◆ ユニット型短期入所生活介護従事者の配置</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 常時1人以上の介護職員が介護に従事。</td> </tr> <tr> <td>▶ 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 夜間・深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜勤従事者として配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所の従業者によってサービスを提供。</td> </tr> </table>	▶ 常時1人以上の介護職員が介護に従事。	▶ 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。	▶ 夜間・深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜勤従事者として配置。	▶ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置。	▶ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所の従業者によってサービスを提供。	<p>第140条の8第7項、第140条の11の2第2項・第3項</p>									
▶ 常時1人以上の介護職員が介護に従事。															
▶ 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。															
▶ 夜間・深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜勤従事者として配置。															
▶ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置。															
▶ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所の従業者によってサービスを提供。															
<p>◆ 基準該当短期入所生活介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 生活相談員</td> <td>1人以上を配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 介護職員又は看護職員</td> <td>常勤換算方法で利用者3又はその端数を増すごとに1人以上を配置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 栄養士</td> <td>1人以上を配置。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携等により利用者の処遇に支障がない場合は、配置不要。</td> </tr> <tr> <td>▶ 機能訓練指導員</td> <td>訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。</td> </tr> <tr> <td>▶ 調理員その他の従業者</td> <td>実情に応じ適当数を配置。</td> </tr> </table> <p>※基準該当介護予防短期入所生活介護と一体的に運営されている場合は、基準該当介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 管理者</td> <td>管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</td> </tr> </table>	▶ 生活相談員	1人以上を配置。	▶ 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で利用者3又はその端数を増すごとに1人以上を配置。	▶ 栄養士	1人以上を配置。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携等により利用者の処遇に支障がない場合は、配置不要。	▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。	▶ 調理員その他の従業者	実情に応じ適当数を配置。	▶ 管理者	管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。	<p>第140条の27、第140条の28</p>		
▶ 生活相談員	1人以上を配置。														
▶ 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で利用者3又はその端数を増すごとに1人以上を配置。														
▶ 栄養士	1人以上を配置。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携等により利用者の処遇に支障がない場合は、配置不要。														
▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。														
▶ 調理員その他の従業者	実情に応じ適当数を配置。														
▶ 管理者	管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。														

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆ 基準該当短期入所生活介護従事者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 常時1人以上の介護職員が介護に従事。 	第130条第6項(第140条の32による準用)
<p>◆ 短期入所療養介護の従業者の員数</p> <p>介護老人保健施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医師 ▶ 薬剤師 ▶ 看護職員 ▶ 介護職員 ▶ 支援相談員 ▶ 理学療法士又は作業療法士 ▶ 栄養士 <p>指定介護療養型医療施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医師 ▶ 薬剤師 ▶ 看護職員 ▶ 介護職員 ▶ 栄養士 ▶ 理学療法士又は作業療法士 <p>その他療養病床を有する病院又は診療所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医師 ▶ 薬剤師 ▶ 看護職員 ▶ 介護職員 ▶ 栄養士 ▶ 理学療法士又は作業療法士 <p>その他の診療所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 看護職員 ▶ 介護職員 <p>※介護予防短期入所療養介護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p>	第142条
<p>◆ ユニット型短期入所療養介護従事者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 ▶ 夜間・深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜勤従事者として配置。 ▶ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置。 ▶ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所の従業者によってサービスを提供。 	第155条の10の2第2項・第3項
<p>◆ 特定施設入居者生活介護の従業者の員数及び管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活相談員 ▶ 看護職員 ▶ 介護職員 ▶ 機能訓練指導員 ▶ 計画作成担当者 	第175条、第176条

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項																													
<p>※介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合は、上記にかかわらず、次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 275 491 365">▶ 生活相談員</td> <td data-bbox="491 275 935 365">常勤換算方法で介護予防サービス利用者を含む総利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 365 491 600">▶ 看護職員</td> <td data-bbox="491 365 935 600">常勤換算方法で利用者及び要支援者である介護予防サービス利用者3又はその端数を増すごとに1並びに要支援者である介護予防サービス利用者10又はその端数を増すごとに1以上を配置。</td> <td data-bbox="691 365 935 600">常勤換算方法で1以上(総利用者が30を超える場合は、1に総利用者が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)を配置。そのうち1人以上は原則常勤。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 600 491 723">▶ 介護職員</td> <td data-bbox="491 600 935 723">サービス提供に従事する者が常に1以上確保。そのうち1人以上は原則常勤。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 723 491 779">▶ 機能訓練指導員</td> <td data-bbox="491 723 935 779">訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 779 491 869">▶ 計画作成担当者</td> <td data-bbox="491 779 935 869">1人以上を配置(総利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。当該事業所の他の職務と兼任可。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 891 491 958">▶ 管理者</td> <td data-bbox="491 891 935 958">管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</td> </tr> </table>	▶ 生活相談員	常勤換算方法で介護予防サービス利用者を含む総利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤。	▶ 看護職員	常勤換算方法で利用者及び要支援者である介護予防サービス利用者3又はその端数を増すごとに1並びに要支援者である介護予防サービス利用者10又はその端数を増すごとに1以上を配置。	常勤換算方法で1以上(総利用者が30を超える場合は、1に総利用者が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)を配置。そのうち1人以上は原則常勤。	▶ 介護職員	サービス提供に従事する者が常に1以上確保。そのうち1人以上は原則常勤。	▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。	▶ 計画作成担当者	1人以上を配置(総利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。当該事業所の他の職務と兼任可。	▶ 管理者	管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。																	
▶ 生活相談員	常勤換算方法で介護予防サービス利用者を含む総利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤。																													
▶ 看護職員	常勤換算方法で利用者及び要支援者である介護予防サービス利用者3又はその端数を増すごとに1並びに要支援者である介護予防サービス利用者10又はその端数を増すごとに1以上を配置。	常勤換算方法で1以上(総利用者が30を超える場合は、1に総利用者が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)を配置。そのうち1人以上は原則常勤。																												
▶ 介護職員	サービス提供に従事する者が常に1以上確保。そのうち1人以上は原則常勤。																													
▶ 機能訓練指導員	訓練を行う能力を有する者1人以上を配置。当該事業所の他の職務と兼任可。																													
▶ 計画作成担当者	1人以上を配置(総利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。当該事業所の他の職務と兼任可。																													
▶ 管理者	管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。																													
<p>従 う べ き 基 準</p> <p>◆ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1081 491 1193">▶ 生活相談員</td> <td data-bbox="491 1081 890 1193">常勤換算方法で利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。</td> <td data-bbox="890 1081 935 1373" rowspan="4">常に1以上の従業者を確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1193 491 1249">▶ 介護職員</td> <td data-bbox="491 1193 890 1249">常勤換算方法で利用者10又はその端数を増すごとに1人以上を配置。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1249 491 1350">▶ 計画作成担当者</td> <td data-bbox="491 1249 890 1350">1人以上を配置(利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。当該事業所の他の職務と兼任可。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1350 491 1373">▶ その他の従業者</td> <td data-bbox="491 1350 890 1373"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="268 1373 935 1429">※外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合は、上記にかかわらず、次のとおり。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1429 491 1574">▶ 生活相談員</td> <td data-bbox="491 1429 890 1574">常勤換算方法で介護予防サービス利用者を含む総利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。</td> <td data-bbox="890 1429 935 1843" rowspan="4">常に1以上の従業者を確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1574 491 1697">▶ 介護職員</td> <td data-bbox="491 1574 890 1697">常勤換算方法で利用者10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービス利用者30又はその端数を増すごとに1以上を配置。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1697 491 1821">▶ 計画作成担当者</td> <td data-bbox="491 1697 890 1821">1人以上を配置(総利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1821 491 1843">▶ その他の従業者</td> <td data-bbox="491 1821 890 1843"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1865 491 1933">▶ 管理者</td> <td data-bbox="491 1865 935 1933">管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</td> <td data-bbox="946 992 1449 1977" rowspan="2">第192条の4、第192条の5</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="268 1977 935 2022">◆ 福祉用具貸与の従業者の員数及び管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 2022 491 2074">▶ 福祉用具専門相談員</td> <td data-bbox="491 2022 935 2074">常勤換算方法で2以上を配置。</td> <td data-bbox="946 1977 1449 2074">第194条、第195条</td> </tr> </table>	▶ 生活相談員	常勤換算方法で利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。	常に1以上の従業者を確保	▶ 介護職員	常勤換算方法で利用者10又はその端数を増すごとに1人以上を配置。	▶ 計画作成担当者	1人以上を配置(利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。当該事業所の他の職務と兼任可。	▶ その他の従業者		※外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合は、上記にかかわらず、次のとおり。			▶ 生活相談員	常勤換算方法で介護予防サービス利用者を含む総利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。	常に1以上の従業者を確保	▶ 介護職員	常勤換算方法で利用者10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービス利用者30又はその端数を増すごとに1以上を配置。	▶ 計画作成担当者	1人以上を配置(総利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。	▶ その他の従業者		▶ 管理者	管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。	第192条の4、第192条の5	◆ 福祉用具貸与の従業者の員数及び管理者			▶ 福祉用具専門相談員	常勤換算方法で2以上を配置。	第194条、第195条
▶ 生活相談員	常勤換算方法で利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。	常に1以上の従業者を確保																												
▶ 介護職員	常勤換算方法で利用者10又はその端数を増すごとに1人以上を配置。																													
▶ 計画作成担当者	1人以上を配置(利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。当該事業所の他の職務と兼任可。																													
▶ その他の従業者																														
※外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合は、上記にかかわらず、次のとおり。																														
▶ 生活相談員	常勤換算方法で介護予防サービス利用者を含む総利用者100又はその端数を増すごとに1人以上を配置。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。	常に1以上の従業者を確保																												
▶ 介護職員	常勤換算方法で利用者10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービス利用者30又はその端数を増すごとに1以上を配置。																													
▶ 計画作成担当者	1人以上を配置(総利用者100又はその端数を増すごとに1を標準)。1人以上は常勤(当該事業所の他の職務と兼任可)。																													
▶ その他の従業者																														
▶ 管理者	管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。	第192条の4、第192条の5																												
◆ 福祉用具貸与の従業者の員数及び管理者																														
▶ 福祉用具専門相談員	常勤換算方法で2以上を配置。	第194条、第195条																												

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>※介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売又は特定福祉用具販売と一体的に運営されている場合は、それぞれの指定介護予防サービスの基準又は指定特定福祉用具販売の基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <p>▶ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>	
	<p>◆ 基準該当福祉用具貸与の従業者の員数及び管理者</p> <p>▶ 福祉用具専門相談員 常勤換算方法で2以上を配置。</p> <p>※基準該当介護予防福祉用具貸与と一体的に運営されている場合は、基準該当介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <p>▶ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>	第205条の2、第195条(第206条による準用)
	<p>◆ 特定福祉用具販売の従業者の員数及び管理者</p> <p>▶ 福祉用具専門相談員 常勤換算方法で2以上を配置。</p> <p>※介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売又は福祉用具貸与と一体的に運営されている場合は、それぞれの指定介護予防サービスの基準又は指定福祉用具貸与の基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <p>▶ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>	第208条、第209条
	<p>2. 備えるべき居室等の床面積</p> <p>◆ 療養通所介護の専用の部屋の床面積</p> <p>▶ 専用の部屋 6.4㎡に利用定員を乗じた面積以上。</p> <p>◆ 通所リハビリテーションの専用の部屋等の床面積</p> <p>▶ 専用の部屋等(介護老人保健施設の場合は、リハビリテーションに供用される食堂の面積を加算) 3㎡に利用定員を乗じた面積以上。</p> <p>◆ 短期入所生活介護の居室の床面積</p> <p>▶ 居室 利用者1人当たりの床面積が10.65㎡以上。 ※平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業を行う施設又は老人短期入所施設については、適用除外。</p> <p>◆ 基準該当短期入所生活介護の居室の床面積</p> <p>▶ 専用の部屋 6.4㎡に利用定員を乗じた面積以上。</p> <p>◆ ユニット型短期入所生活介護の居室の床面積</p> <p>▶ 居室 利用者1人当たりの床面積が10.65㎡以上。 ユニットに属さない居室を改修したものについては、視線の遮断が確保される限り、居室の隔壁に関し天井との間の一定の隙間を許容。</p> <p>◆ 短期入所療養介護の療養室・病室の床面積</p> <p>介護老人保健施設の場合</p> <p>▶ 療養室 利用者1人当たりの床面積が8㎡以上。</p> <p>指定介護療養型医療施設その他療養病床を有する病院又は診療所の場合</p> <p>▶ 病室 内法による測定で入院患者1人当たりの床面積が6.4㎡以上。</p>	<p>第105条の7第1項・第2項</p> <p>第112条第1項</p> <p>第124条第3項第1号・第6項第1号ロ、附則第3条</p> <p>第140条の30第1項第1号・第2項第1号ロ</p> <p>第140条の4第6項第1号イ(3)</p> <p>第143条第1項第1号・第2号・第3号・第4号イ、附則第8条、附則第12条</p>

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>その他の診療所の場合</p> <p>▶ 病室 利用者1人当たりの床面積が6.4㎡以上。</p>	
	<p>◆ユニット型短期入所療養介護の療養室・病室の床面積等</p> <p>▶ 療養室又は病室 一室の定員は1人(サービス提供上必要な場合は2人)。いずれかのユニットに属し、ユニットの定員は概ね10人以下。利用者・入院患者1人当たりの床面積が10.65㎡以上(定員2人の居室については20.3㎡を標準)。ユニットに属さない居室を改修したものについては、視線の遮断が確保される限り、居室の隔壁に関し天井との間の一定の隙間を許容。</p>	第155条の4第1項第1号・第2号・第3号・第4号
従 う べ き 基 準	<p>3. サービスの適切な利用・適切な処遇・安全確保・秘密保持等</p>	
	<p>◆サービス内容・手続の説明と同意</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第8条第1項(準用する場合を含む。)、第105条の8第1項、第125条第1項(準用する場合を含む。)
	<p>◆サービス内容・手続の同意と契約の締結等</p> <p>〔特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護〕</p>	第178条第1項・第2項・第3項、第192条の7第1項・第2項・第3項
	<p>◆サービス提供拒否の禁止</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第9条(準用する場合を含む。)、第179条第1項(準用する場合を含む。)、第2項(準用する場合を含む。)
	<p>◆同居家族に対するサービス提供の禁止 (訪問介護、基準該当訪問介護、訪問看護)</p> <p>▶ 訪問介護員等・看護師等がその同居親族に対してサービス提供することを禁止。</p>	第25条、第42条の2、第71条
<p>◆秘密保持等</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p> <p>▶ 従業者が正当な理由なく業務上知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすことを禁止。従業者や退職者が秘密を漏らすことがないよう事業者が講ずる必要な措置。</p> <p>▶ 利用者やその家族の個人情報利用に関する事前の同意。</p>	第33条(準用する場合を含む。)	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>◆ 事故発生時の対応</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事故が発生した場合における市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等への連絡及び必要な措置。 ▶ 事故状況及び事故に際して採った処置を記録。 ▶ 賠償すべき事故が発生した場合の速やかな賠償。 	第37条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 主治医との関係 (訪問看護)</p>	第69条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)
	<p>◆ 身体的拘束等の制限</p> <p>〔短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、基準該当短期入所生活介護〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該利用者や他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限を行うことを禁止。 ▶ やむを得ず身体的拘束等を行う場合における態様及び時間、利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録。 	第128条第4項(準用する場合を含む。) ・第5項(準用する場合を含む。)、 第140条の7第6項・第7項、第146条第4項・第5項、第155条の6第6項・第7項、第183条第4項(準用する場合を含む。) ・第5項(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 利用者の負担で行う従業者以外の者による介護の禁</p> <p>〔短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	第130条第7項(準用する場合を含む。)、 第140条の8第8項、第150条第6項、第155条の7第7項
	<p>◆ 診療の方針</p> <p>〔短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護〕</p>	第148条(準用する場合を含む。)
	4. 利用定員	
標 準 と す べ き 基 準	<p>◆ 療養通所介護の利用定員</p> <p>▶ 利用定員は8人以下。</p>	第105条の6
	<p>◆ 短期入所生活介護・ユニット型短期入所生活介護の利用定員</p> <p>▶ 特別養護老人ホームにおける空床利用の場合を除き、利用定員は20人以上(併設事業所の場合は、20人未満も可)。 ※介護予防短期入所生活介護と一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p>	第123条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 基準該当短期入所生活介護の利用定員等</p> <p>▶ 利用定員は20人未満。 ※基準該当介護予防短期入所生活介護と一体的に運営されている場合は、基準該当介護予防サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p>	第140条の29

省令が定める基準の内容		省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	5. 基本方針 ◆ 事業の基本方針 [すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス]	第4条(準用する場合を含む。)、第44条(準用する場合を含む。)、第59条、第75条、第84条、第92条(準用する場合を含む。)、第105条の3、第110条、第120条(準用する場合を含む。)、第140条の3、第141条、第155条の3、第174条、第192条の3、第193条(準用する場合を含む。)、第207条
	6. 設備及び備品等 ◆ サービス提供に必要な設備・備品等 [すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス]	第7条、第42条、第47条、第57条、第62条、第77条、第86条、第95条、第105条の7第3項、第108条、第112条第2項・第3項、第124条(第3項第1号及び第6項第1号ロを除く。)、第140条の4(第6項第1号イ(3)を除く。)、第140条の30(第1項第1号及び第2項第1号ロを除く。)、第143条(第1項第1号から第3号まで及び第4号イを除く。)、第155条の4第2項、第177条、第192条の6、第196条(準用する場合を含む。)、第210条
参 酌 す べ き 基 準	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション ▶ 適当な広さを有する専用の区画・事務室その他の必要な設備・備品	原則として専用 併設事業所の場合は共用可
	居宅療養管理指導 ▶ 病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等で適当な広さを有するほか、必要な設備・備品	
	通所介護 ▶ 食道及び機能訓練室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。 ▶ 相談室 遮蔽物等の設備による相談内容の漏洩防止。 ▶ 静養室、事務室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品	
	療養通所介護及び通所リハビリテーション(専用の部屋等以外) ▶ 消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品	
	短期入所生活介護(居室以外) ▶ 建物の構造 耐火建築物。2階建又は平家建で一定の条件に適合する場合は、準耐火建築物とすること可。平家建で特に安全性が確保されていると認められた場合は、木造とすること可。 ▶ 食道及び機能訓練室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。 ▶ 浴室、便所及び洗面設備 要介護者が入浴・使用するのに適したもの。 ▶ 静養室、介護職員室及び看護職員室その他の必要な設備・備品 ▶ 医務室、面談室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより利用者の処遇に支障がない場合は、省略可。 ▶ 廊下 廊下幅は1.8m以上(中廊下の場合は2.7m以上)。常夜灯の設置。 ▶ 便所 ▶ 階段 緩やかな傾斜。 ▶ 消火設備等の非常災害設備 ▶ 傾斜路 2階以上の階に居室、機能訓練室、食道、浴室又は静養室がある場合は、エレベータがない限り、1以上設置。	

	省令が定める基準の内容	省令の条項																				
参 酌 す べ き 基 準	<p>短期入所療養介護（療養室・病室以外）</p> <p>介護老人保健施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護老人保健施設として必要な建物構造、診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品 <p>介護療養型医療施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護療養型医療施設として必要な廊下、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品 <p>その他療養病床を有する病院又は診療所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 療養病床を有する病院又は診療所として必要な診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設、消毒施設、洗濯施設、機能訓練室、談話室、食堂、浴室のほか、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品 <p>その他の診療所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 食堂、浴室、機能訓練を行う場所、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品 <p>特定施設入所者生活介護</p> <table border="1" data-bbox="303 840 933 1288"> <tr> <td>▶ 建物の構造</td> <td>耐火建築物又は準耐火建築物。平家建て特に安全性が確保されていると認められた場合は、木造とすること可。</td> </tr> <tr> <td>▶ 介護居室</td> <td>一室の定員は1人（利用者の処遇上必要な場合は2人）。プライバシー保護に配慮し介護に適当な広さ。地階は不可。避難上有効な出入口が1以上。</td> </tr> <tr> <td>▶ 一時介護室</td> <td>介護に適当な広さ。他に一時的な介護のための室が確保されていれば省略可。</td> </tr> <tr> <td>▶ 浴室</td> <td>身体の不自由な者の入浴に適したもの。</td> </tr> <tr> <td>▶ 便所</td> <td>居室のある階ごとに設置。非常用設備。</td> </tr> <tr> <td>▶ 食堂</td> <td>適当な広さ。</td> </tr> <tr> <td>▶ 機能訓練室</td> <td>適当な広さ。他に機能訓練を行う適当な場所があれば省略可。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">▶ 消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品</td> </tr> </table> <p>福祉用具貸与</p> <table border="1" data-bbox="303 1310 933 1400"> <tr> <td>▶ 福祉用具の保管及び消毒のため必要な設備及び器材</td> <td>福祉用具の保管及び消毒を他に委託する場合は省略可。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">▶ 適当な広さを有する区画その他の必要な設備・備品</td> </tr> </table> <p>特定福祉用具販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 適当な広さを有する区画その他の必要な設備・備品 <p>※ユニット型短期入所生活介護、ユニット型短期入所療養介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護及び基準該当居宅サービスについては省略。</p>	▶ 建物の構造	耐火建築物又は準耐火建築物。平家建て特に安全性が確保されていると認められた場合は、木造とすること可。	▶ 介護居室	一室の定員は1人（利用者の処遇上必要な場合は2人）。プライバシー保護に配慮し介護に適当な広さ。地階は不可。避難上有効な出入口が1以上。	▶ 一時介護室	介護に適当な広さ。他に一時的な介護のための室が確保されていれば省略可。	▶ 浴室	身体の不自由な者の入浴に適したもの。	▶ 便所	居室のある階ごとに設置。非常用設備。	▶ 食堂	適当な広さ。	▶ 機能訓練室	適当な広さ。他に機能訓練を行う適当な場所があれば省略可。	▶ 消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品		▶ 福祉用具の保管及び消毒のため必要な設備及び器材	福祉用具の保管及び消毒を他に委託する場合は省略可。	▶ 適当な広さを有する区画その他の必要な設備・備品		<p>省令の条項</p>
	▶ 建物の構造	耐火建築物又は準耐火建築物。平家建て特に安全性が確保されていると認められた場合は、木造とすること可。																				
	▶ 介護居室	一室の定員は1人（利用者の処遇上必要な場合は2人）。プライバシー保護に配慮し介護に適当な広さ。地階は不可。避難上有効な出入口が1以上。																				
	▶ 一時介護室	介護に適当な広さ。他に一時的な介護のための室が確保されていれば省略可。																				
	▶ 浴室	身体の不自由な者の入浴に適したもの。																				
	▶ 便所	居室のある階ごとに設置。非常用設備。																				
	▶ 食堂	適当な広さ。																				
	▶ 機能訓練室	適当な広さ。他に機能訓練を行う適当な場所があれば省略可。																				
	▶ 消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品																					
	▶ 福祉用具の保管及び消毒のため必要な設備及び器材	福祉用具の保管及び消毒を他に委託する場合は省略可。																				
▶ 適当な広さを有する区画その他の必要な設備・備品																						
参 酌 す べ き 基 準	<p>7. その他の運営に関する基準（主なもの）</p> <p>◆ サービス提供困難時の対応</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p> <p>◆ 受給資格等の確認</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第10条（準用する場合を含む。）、第63条、第179条第3項（準用する場合を含む。）</p> <p>第11条（準用する場合を含む。）</p>																				

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第12条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 心身の状況等の把握</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第13条(準用する場合を含む。)、第105条の9、第179条第4項(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第14条(準用する場合を含む。)、第64条(準用する場合を含む。)、第105条の10、第126条第2項(準用する場合を含む。)、第140条の31
	<p>◆ 法定代理受領サービスを受けるための援助</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与〕</p>	第15条(準用する場合を含む。)、第180条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第16条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 居宅サービス計画の変更等の援助</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、基準該当訪問介護、基準該当訪問入浴介護、基準該当通所介護、基準該当福祉用具貸与〕</p>	第17条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 身分証の携行</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、基準該当訪問介護、基準該当訪問入浴介護、基準該当福祉用具貸与〕</p>	第18条(準用する場合を含む。)

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆ サービス提供の記録 [すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス]</p>	<p>第19条(準用する場合を含む。)、第181条(準用する場合を含む。)、第211条</p>
<p>◆ 利用料等の受領 [すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス]</p>	<p>第20条(準用する場合を含む。)、第48条(準用する場合を含む。)、第66条、第78条、第87条、第96条(準用する場合を含む。)、第127条(準用する場合を含む。)、第140条の6、第145条、第155条の5、第182条(準用する場合を含む。)、第197条(準用する場合を含む。)、第212条</p>
<p>◆ 保険給付のための証明書等の交付 [すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス]</p>	<p>第21条(準用する場合を含む。)、第213条</p>
<p>◆ サービスの基本取扱方針、具体的取扱方針等 [すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス]</p>	<p>第22条(準用する場合を含む。)、第23条(準用する場合を含む。)、第49条(準用する場合を含む。)、第50条(第4号を除き、準用する場合を含む。)、第67条、第68条、第79条、第80条、第88条、第89条、第97条(準用する場合を含む。)、第98条(準用する場合を含む。)、第105条の11、第113条、第114条、第128条(第4項を除き、準用する場合を含む。)、第140条の7(第6項及び第7項を除く。)、第146条(第4項及び第5項を除く。)、第155条の6(第6項及び第7項を除く。)、第183条(第4項及び第5項を除き、準用する場合を含む。)、第198条(準用する場合を含む。)、第199条(準用する場合を含む。)、第214条</p>
<p>◆ サービス計画等の作成 [訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、基準該当訪問介護、基準該当通所介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当福祉用具貸与]</p>	<p>第24条(準用する場合を含む。)、第70条、第81条、第99条(準用する場合を含む。)、第105条の12、第115条、第129条(準用する場合を含む。)、第147条(準用する場合を含む。)、第184条(準用する場合を含む。)、第199条の2(準用する場合を含む。)、第214条の2</p>

参
酌
す
べ
き
基
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 利用者に関する市町村への通知</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第26条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 緊急時等の対応</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、基準該当訪問介護、基準該当訪問入浴介護、基準該当通所介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	第27条(準用する場合を含む。)、第51条(準用する場合を含む。)、第72条、第105条の13、第136条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 管理者等の責務</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第28条(準用する場合を含む。)、第52条(準用する場合を含む。)、第105条の14、第116条
	<p>◆ 運営規程</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	第29条(準用する場合を含む。)、第53条(準用する場合を含む。)、第73条、第82条、第90条、第100条(準用する場合を含む。)、第105条の15、第117条、第137条(準用する場合を含む。)、第140条の11、第153条、第155条の10、第189条、第192条の9、第200条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 介護サービスの提供等</p> <p>〔訪問介護、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	第29条の2、第130条(第6項及び第7項を除き、準用する場合を含む。)、第140条の8(第7項及び第8項を除く。)、第150条(第6項を除く。)、第155条の7(第7項を除く。)、第185条
	<p>◆ 受託居宅サービスの提供、受託居宅サービス事業者への委託</p> <p>(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)</p>	第192条の8、第192条の10
	<p>◆ 食事</p> <p>〔短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	第131条(準用する場合を含む。)、第140条の9、第151条、第155条の8

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆機能訓練、健康管理、相談及び援助</p> <p>〔短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	<p>第132条(準用する場合を含む。)、第133条(準用する場合を含む。)、第134条(準用する場合を含む。)、第149条(準用する場合を含む。)、第186条、第187条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆その他のサービスの提供、家族との連携</p> <p>〔短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	<p>第135条(準用する場合を含む。)、第140条の10、第152条、第155条の9、第188条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆勤務体制、適切な研修機会の確保</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第30条(準用する場合を含む。)、第101条(準用する場合を含む。)、第140条の11の2第1項・第4項、第155条の10の2第1項・第4項、第190条(準用する場合を含む。)、第201条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆定員の遵守</p> <p>〔通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	<p>第102条(準用する場合を含む。)、第138条(準用する場合を含む。)、第140条の12、第154条、第155条の11</p>
<p>◆非常災害対策</p> <p>〔通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、基準該当通所介護、基準該当短期入所生活介護〕</p>	<p>第103条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆福祉用具の取扱種目</p> <p>〔福祉用具貸与、特定福祉用具販売、基準該当福祉用具貸与〕</p>	<p>第202条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆衛生管理</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、特定福祉用具販売、基準該当訪問介護及び基準該当訪問入浴介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員の清潔保持及び健康状態に関する必要な管理。 ▶ 利用者が使用する施設及び設備等の衛生的な管理。 	<p>第31条(準用する場合を含む。)、第104条(準用する場合を含む。)、第118条(準用する場合を含む。)、第203条(準用する場合を含む。)</p>

参
酌
す
べ
き
基
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>通所介護、療養通所介護、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、基準該当通所介護及び基準該当短期入所生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者が使用する施設、食器その他の設備や飲用水の衛生的な管理又は衛生上必要な措置 ▶ 感染症の発生及びまん延防止のため必要な措置。 <p>通所リハビリテーション、短期入所療養介護及びユニット型短期入所療養介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者が使用する施設、食器その他の設備や飲用水の衛生的な管理又は衛生上必要な措置 ▶ 医薬品や医療機器の適正な管理。 ▶ 感染症の発生及びまん延防止のため必要な措置。 <p>福祉用具貸与及び基準該当福祉用具貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員の清潔保持及び健康状態に関する必要な管理。 ▶ 回収した福祉用具の適切かつ速やかな消毒及び未消毒の福祉用具との分別保管。 ▶ 福祉用具の保管及び消毒の委託等及び委託業務の定期的確認と記録。 ▶ 利用者が使用する施設及び設備等の衛生的な管理。 	
	<p>◆ 掲示等</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第32条(準用する場合を含む。)、第204条(準用する場合を含む。)</p>
	<p>◆ 広告</p> <p>〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、療養通所介護、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第34条(準用する場合を含む。)</p>
	<p>◆ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第35条(準用する場合を含む。)</p>
	<p>◆ 苦情処理</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第36条(準用する場合を含む。)</p>
	<p>◆ 地域との連携等</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第36条の2(準用する場合を含む。)、第139条(準用する場合を含む。)、第191条の2(準用する場合を含む。)</p>
	<p>◆ 会計の区分</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p>	<p>第38条(準用する場合を含む。)</p>

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">参 酌 す べ き 基 準</p> <p>◆ 記録の整備</p> <p>〔すべての居宅サービス、すべての基準該当居宅サービス〕</p> <p>▶ 次の記録を整備し、2年間保存。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供プラン ・ サービス提供記録 ・ 利用者に関する市町村への通知に関する記録 ・ 苦情内容等に関する記録 ・ 事故状況、事故処理等に関する記録 <p>※各サービスに特有の記録については省略。</p>	<p>第39条(準用する場合を含む。)、第53条の2(準用する場合を含む。)、第73条の2、第82条の2、第90条の2、第104条の2(準用する場合を含む。)、第105条の18、第118条の2、第139条の2(準用する場合を含む。)、第154条の2(準用する場合を含む。)、第191条の3、第192条の11、第204条の2(準用する場合を含む。)、第215条</p>